

# 社会福祉法人小樽育成院 行動計画

職員が仕事と生活の調和を図り、職場全体で働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を発揮できるよう、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成31年4月1日～平成34年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：育児休業、育児時短勤務や介護休業、介護休暇などこれらに係る制度の周知や情報提供を定期的に行う

<対策>

- 平成31年 4月～ 現行制度に関する規程の配布
- 平成31年 7月～ 制度の要点をまとめたわかりやすい資料を作成し回覧をすることにより職員へ周知を図る
- 平成32年 4月～ 個別の相談に対応を行った上、よくある質問事項等を整理した資料を作成し配布する

目標2：平成32年3月までに、所定外労働を削減するため、事業所・部署毎で具体的な業務改善を図る

<対策>

- 平成31年 4月～ 各事業所における所定外労働の現状を把握する
- 平成31年 7月～ 集計した資料を各部署に配布し検討開始
- 平成32年 4月～ 職場全体で所定外労働に関する意識改革を行い、長時間労働とならないよう業務改善を行う

目標3：平成32年3月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり8日以上とする

<対策>

- 平成31年 4月～ 各事業所における年次有給休暇の取得状況を把握する
- 平成31年 7月～ 取得状況を分析し各職員の取得傾向をとりまとめ各部署に配布
- 平成31年10月～ 各部署において職員の記念日を有給休暇取得日と設定するなどの取得計画を策定する
- 平成32年 1月～ 取得日数が目標に達していない職員に対し、取得促進のための働きかけを行う